

補足説明

○用語概説

発熱外来：発熱患者の診療・検査を行う医療機関。国のいう「診療・検査医療機関」。

発熱相談医療機関：発熱患者からの電話等による相談を受け付け、適切な医療機関を案内するとともに、受診に当たっての留意事項等を伝えることができる医療機関

発熱相談センター：住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先（保健所等）（旧・帰国者・接触者相談センター）。国のいう「受診・相談センター」。

夜間休日発熱相談センター：夜間や休日に、発熱相談センターの代理として、住民からの相談を受け付ける医療機関

○診療や検査に関して他院を案内する場合について

発熱患者等に対し、診療ないし検査を行う他機関を案内する場合には、あらかじめ案内する医療機関を検討しておくようにしてください。

○発熱外来体制・発熱相談体制の情報共有について

各医療機関におかれましては、県（又は管轄保健所）に本調査の回答を送付いただければ足够了。県において、各医療機関からの回答をとりまとめ、市町村、発熱相談センター（保健所等）、医師会、地域の医療機関との間の情報共有をさせていただきます。

地域の発熱外来体制・発熱相談体制の把握に当たっては、県からの共有情報を活用するようにしてください。

【発熱外来】

○ホームページでの公表について

指定開始当初は、ホームページでの公表は行わないこととし、あくまで、県、市町村、発熱相談センター、医師会、地域の医療機関との間の情報共有にとどめます。

ホームページでの公表については、発熱外来がある程度増え、特定の医療機関に患者が集中しない体制が確立されたものと県が判断した時に検討を行います。その検討に当たって、県は、千葉県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議専門部会の委員に意見を伺うこととします。

○行政検査の委託契約について

検査を行う医療機関は、県・保健所設置市との行政検査の委託契約が必要です。契約が未締結な場合には、下記連絡先へ連絡いただき、契約の締結をお願いいたします。

①千葉市内の医療機関：043-245-5207（千葉市医療政策課）

②船橋市内の医療機関：047-409-3391

（船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部医療体制構築班）

③柏市内の医療機関：04-7167-1254（柏市保健所保健予防課）

④（上記3市以外）県内の医療機関：043-223-4327（千葉県疾病対策課）

○G-MIS・HER-SYS への入力について

発熱外来は、日々の受診者数や検査数等、必要な情報をG-MIS・HER-SYSに入力し報告する必要があります。なお、両システムの入力・運用については、国においてより簡便になるよう改善を図っているところであると聞いております。

○補助金について

発熱外来の指定を受けた医療機関は、「発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関や発熱相談センターと情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合」に、国が実施する「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）」により、外来診療・検査体制確保に要する費用の補助を受けることができます。

詳細は、令和2年9月15日付け厚生労働省発健0915第8号を参照してください。

【発熱相談医療機関】

○発熱相談の対応時間について

発熱相談医療機関の指定を受けるために、対応時間数は要件となりません。発熱相談を受けられるのが1週間のうち1時間だけであっても指定を受けることができます。

【夜間休日発熱相談センター】

○指定医療機関数について

夜間休日発熱相談センターは、原則として、発熱相談センター1か所につき3医療機関を上限として指定を行います。

○補助金について

夜間休日発熱相談センターの指定を受けた医療機関は、国が実施する「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業）」により、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務に必要な経費の補助（上限100万円）を受けることができます。

詳細は、令和2年9月15日付け厚生労働省発健0915第7号を参照してください。